

規 則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一二一―一三三

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則一二一―二）の一部を次のように改正する。

第二条第六号の次に次の二号を加える。

六の二 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年条例第五十一号）第十八条の規定に基づき審査を申し立て、又は同条例第二十条の規定に基づき補償を受け、若しくは受けようとする者として出頭する場合

六の三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十八条の規定に基づき審査請求若しくは再審査請求をし、又は当該審査請求若しくは当該再審査請求について労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）第十五条第一項の規定に基づき、審査請求人として出頭する場合（当該審査請求又は当該再審査請求が職務に際して発生した業務災害又は通勤災害に起因するものである場合に限る。）

附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。